

令2福個答申第2号
令和2年11月9日

福岡市長 高島 宗一郎 様

福岡市個人情報保護審議会
会長 村上 裕章
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の開示請求に係る一部開示決定処分、非開示決定処分
及び開示決定処分に対する審査請求について（答申）

福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号）第49条第1項の規定に基づき諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

- 1 諮問第142号
「担当課との対話内容等が書かれた書類に記載された個人情報」の一部開示決定処分に対する審査請求
- 2 諮問第143号
「担当課が関連部署に確認した内容が書かれた書類等」の一部開示決定処分に対する審査請求
- 3 諮問第144号
「事故報告書等」の非開示決定処分に対する審査請求
- 4 諮問第145号
「開示請求者の主張等が正しく記載された報告書等」に記載された個人情報の非開示決定処分に対する審査請求
- 5 諮問第146号
「担当課の対応の真意が記載された書類」の非開示決定処分に対する審査請求
- 6 諮問第147号
「担当課との折衝記録等に記載された個人情報」の開示決定処分に対する審査請求

- 7 諮問第 148 号
「担当課との折衝記録に記載された個人情報」の開示決定処分に対する審査請求
- 8 諮問第 149 号
「担当課との折衝記録に記載された個人情報」の開示決定処分に対する審査請求
- 9 諮問第 150 号
「担当課との折衝記録に記載された個人情報」の開示決定処分に対する審査請求
- 10 諮問第 151 号
「担当課との折衝記録に記載された個人情報」の開示決定処分に対する審査請求
- 11 諮問第 153 号
「担当部長との折衝記録に記載された個人情報」の開示決定処分に対する審査請求

答 申

1 審議会の結論

別紙1に掲げる個人情報（以下「本件各個人情報」という。）の開示請求に関し、実施機関が行った一部開示決定処分、非開示決定処分及び開示決定処分（以下「本件各処分」という。）は妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

諮問第142号から第151号まで及び諮問第153号に係る審査請求（以下「本件各審査請求」という。）の趣旨は、福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、平成31年1月29日から令和元年6月10日までの間に審査請求人が行った自己を本人とする保有個人情報の開示請求（以下「本件各開示請求」という。）に関し、実施機関が行った本件各処分をいずれも取り消すとの裁決を求めるというものである。

なお、本件各開示請求から本件各審査請求に至るまでの経過は、別紙2のとおりである。

3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、反論意見書及び令和2年8月3日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、おおむね次のように主張している。

① 事故報告書の非開示について

諮問第144号（本件個人情報3）に関して、審査請求人と公共工事の受注者である特定事業者との間で生じた、振動・騒音問題や特定事業者による個人情報の取扱いに関するトラブルについては、市の公共工事の事故報告要領において報告を行うこととされているため、事故報告書が作成されていない事はない。

② 担当者が作成したメモの非開示について

諮問第142号（本件個人情報1）及び諮問第147号（本件個人情報6）に関して、審査請求人が開示を求めた職員のメモが開示されていない。審査請求人と実施機関が2回目に協議を行った際には、実施機関の担当者がメモをとっていたため、メモが存在するはずである。

③ 関係する公文書の記載内容について

ア 実施機関職員は、審査請求人と初めて協議を行った際等において、審査請求人との会話の内容をメモせず、記憶により公文書を作成しているため、正確な

協議録が作成されていない。

イ 協議録の内容が少なく、都合の悪い部分は記載がない。また、改善指示書の内容も、何の改善を求めるものなのか要領を得ない内容である。

ウ 公文書内に誤字脱字が散見される。

エ 協議録において、審査請求人を「苦情者」と表記している。

オ 実施機関は、正しい公文書を作成すべきである。

④ その他

ア 諮問第 145 号及び第 146 号に関して、実施機関は保有個人情報非開示決定通知書を審査請求人に渡し忘れていた。

イ 協議に際して審査請求人が実施機関に質問した内容に対して、実施機関からの回答がない。

ウ 実施機関内で、上司に正しい報告が上がっていない。

エ 公共工事や業者への監督・指導のあり方に問題があるのではないか。

オ 審査請求人が受けた被害について、事故として取り扱うべきであるが、市が事故と認めず、事故として対応しないのは間違っているのではないか。

カ 工事契約の中に個人情報保護に関する罰則が設けられていない。

キ 実施機関の職員は条例を理解せず、また、遵守していない。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び令和 2 年 7 月 8 日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件各処分に関して、おおむね次のように主張している。

① 本件各処分について

実施機関は審査請求人に関する保有個人情報を全て開示している。開示した文書以外に審査請求人に関する保有個人情報は保有していないため、公文書が存在しなかったものについては非開示とした。

② 担当者が作成したメモについて

協議録については、それぞれの協議後に担当者の記憶や協議内容をメモした記録等を基に協議要旨をまとめ、課内で共有し、公文書として文書ファイルに綴じ込んで管理していたものを開示した。

審査請求人は、担当者が作成したメモが存在するはずだと主張しているが、担当者が審査請求人と協議した際に作成したメモは、協議録を作成した後、廃棄している。

③ 関係する公文書の記載内容について

公文書の作成については、福岡市公文書の管理に関する規則（平成14年福岡市規則第82号。）第 6 条第 1 項本文にて、「事案の処理に係る意思決定及び報告は、公文書を作成することにより行わなければならない。」と規定されている。

審査請求人は、協議録の内容が少ない等の主張をしているが、実施機関は同規則

第6条に基づき適切に対応を行っている。

4 審議会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 保有個人情報開示請求について

保有個人情報開示請求の対象となるのは、実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報であり（条例第18条第1項）、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に条例第20条各号に掲げる非開示情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならないが（条例第20条）、開示請求に係る保有個人情報を保有していないときは、開示をしない旨の決定を行うこととなる（条例第24条第2項）。

(2) 本件各個人情報について

実施機関は、本件各個人情報が記録された公文書として、別紙3に掲げるものをそれぞれ特定している。

これに対し審査請求人は、本件各個人情報の存否に関し、諮問第144号（本件個人情報3）については、特定事業者が審査請求人との間で生じたトラブルについて実施機関に報告した事故報告書（以下「本件事故報告書」という。）が存在し、諮問第142号（本件個人情報1）及び諮問第147号（本件個人情報6）については、実施機関の担当者が作成したメモ（以下「本件メモ」という。）が存在するはずである旨主張しているため、以下、これらの文書の存否について検討を行う。

(3) 本件事故報告書及び本件メモの存否について

① 本件事故報告書の存否について

ア 当審議会から事務局を通じて実施機関に確認させたところ、本市が発注する公共工事における事故発生時の報告については、「福岡市公共工事にかかる事故報告要領」（以下「事故報告要領」という。）において、労働災害、もらい事故、死傷公衆災害、物損公衆災害、その他（労働安全衛生規則第96条関係で報告が定められている事故等）が発生した場合とされており、今回、審査請求人と公共工事の受注者である特定事業者との間で生じた振動・騒音問題や個人情報の取扱いに関するトラブルについては、事故報告要領で報告が必要とされている事故の分類のいずれにも該当しないため、本件事故報告書は受領していないとのことであった。

イ 実施機関の上記の説明に特段不合理な点はなく、これを覆す有力な根拠も見当たらない。

② 本件メモの存否について

ア 保有個人情報とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいい、「公文書」に記録されているものに限られる（条例第2条第3号）。

「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう（福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第2条第2号）。

イ 実施機関によると、本件メモは、実施機関の担当者がその記録の内容や自己の記憶に基づき別途協議録を作成し、これを公文書とした後に廃棄したとのことであり、当該実施機関の説明に特段不合理な点はない。

また、仮に本件各処分を行った時点では本件メモが存在していたとしても、本件メモが組織的に利用されるものとして保有されていたことを裏付ける根拠もない。

③ 以上より、本件各個人情報が記録された公文書として別紙3に掲げるものを特定し、その全てを開示した本件各処分は妥当である。

(4) 審査請求人のその他の主張について

① 関係する公文書の記載内容について

審査請求人は、実施機関の職員が審査請求人との会話の内容をメモしていないこと、協議録の内容が少なく都合の悪い部分は記載がないこと、公文書中に誤字脱字が散見されること、審査請求人を「苦情者」と表記していること等を主張しているが、保有個人情報開示請求の制度は、上記(1)で述べたとおり、実施機関の保有する保有個人情報を開示するものであり、実施機関が審査請求人に関する保有個人情報の記録された公文書を全て開示している以上、当該公文書の記載内容に係る審査請求人の上記主張は、当審議会の上記判断を左右するものではない。

② 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張を述べるが、当審議会は、いずれも判断する立場にない。

以上により、実施機関が本件各個人情報について行った本件各処分について、「1審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
令和元年5月17日	審査庁から諮問（諮問第142号～147号）
令和元年6月3日	審査庁から諮問（諮問第148号，149号）
令和元年6月11日	審査庁から諮問（諮問第150号，151号）
令和元年8月16日	実施機関から弁明意見書を受理 （諮問第142号～151号）
令和元年9月5日	審査庁から諮問（諮問第153号）
令和元年10月10日	実施機関から弁明意見書を受理 （諮問第153号）
令和元年12月10日	審査請求人から反論意見書を受理 （諮問第142号～151号，153号）
令和2年6月17日（第214回審査請求部会）	審議
令和2年7月8日（第215回審査請求部会）	実施機関から意見聴取及び審議
令和2年8月3日（第216回審査請求部会）	審査請求人から意見聴取及び審議
令和2年9月9日（第217回審査請求部会）	審議
令和2年10月14日（第218回審査請求部会）	審議

別紙 1 (略)

別紙 2

諮問番号 (個人情報区分)	開示請求日	決定日及び決定内容	審査庁に 審査請求を行った日
第142号 (本件個人情報1)	平成31年1月29日	平成31年2月4日 一部開示決定	平成31年4月17日
第143号 (本件個人情報2)	平成31年2月4日	平成31年2月13日 一部開示決定	平成31年4月17日
第144号 (本件個人情報3)	平成31年3月4日	平成31年3月13日 非開示決定	平成31年4月17日
第145号 (本件個人情報4)	平成31年3月7日	平成31年3月18日 非開示決定	平成31年4月17日
第146号 (本件個人情報5)	平成31年3月7日	平成31年3月18日 非開示決定	平成31年4月17日
第147号 (本件個人情報6)	平成31年3月25日	平成31年4月3日 開示決定	平成31年4月17日
第148号 (本件個人情報7)	平成31年4月17日	平成31年4月26日 開示決定	令和元年5月8日
第149号 (本件個人情報8)	平成31年4月18日	平成31年4月26日 開示決定	令和元年5月8日
第150号 (本件個人情報9)	令和元年5月7日	令和元年5月15日 開示決定	令和元年5月16日
第151号 (本件個人情報10)	令和元年5月7日	令和元年5月15日 開示決定	令和元年5月16日
第153号 (本件個人情報11)	令和元年6月10日	令和元年6月19日 開示決定	令和元年8月29日

別紙 3

諮問番号 (個人情報区分)	決定内容	本件各個人情報が記録された公文書
第142号 (本件個人情報 1)	一部開示	ア：平成〇年〇月〇日から〇月〇日に審査請求人と協議した記録 (全部開示) (その他の文書は保有していないとして非開示)
第143号 (本件個人情報 2)	一部開示	イ：実施機関が〇〇課と協議した記録 (全部開示) ウ：個人情報保護に関する市、県、国への確認結果について (全部開示) (その他の文書は保有していないとして非開示)
第144号 (本件個人情報 3)	非開示	(対象文書なし)
第145号 (本件個人情報 4)	非開示	(対象文書なし)
第146号 (本件個人情報 5)	非開示	(対象文書なし)
第147号 (本件個人情報 6)	開示	エ：平成〇年〇月〇日から〇月〇日に審査請求人と協議した記録 (全部開示, アの誤字を修正したもの) オ：実施機関が〇〇課と協議した記録 (全部開示, イの脱字を修正したもの) カ：個人情報保護に関する市、県、国への確認結果について (全部開示, ウと同一文書) キ：福岡市の対応方針について (全部開示) ク：業者への改善指示書起案文 (全部開示)
第148号 (本件個人情報 7)	開示	ケ：平成〇年〇月〇日に審査請求人と協議した記録 (全部開示)
第149号 (本件個人情報 8)	開示	コ：平成〇年〇月〇日に審査請求人と協議した記録 (全部開示)
第150号 (本件個人情報 9)	開示	サ：平成〇年〇月〇日に審査請求人と協議した記録 (全部開示)
第151号 (本件個人情報10)	開示	シ：平成〇年〇月〇日に審査請求人と協議した記録 (全部開示)
第153号 (本件個人情報11)	開示	ス：令和〇年〇月〇日に審査請求人と協議した記録 (全部開示)